

浄化槽法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第29号

浄化槽法施行条例の一部を改正する条例

浄化槽法施行条例（昭和60年岩手県条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(登録の拒否)</p> <p>第5条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(6)・(7) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(登録の拒否)</p> <p>第5条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号<u>又は次号</u>のいずれかに該当するもの</p> <p>(6)・(7) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。